

飯田市土地利用調整条例による届出の適用除外

● 次に掲げる行為は届出を要しない

- 通常管理行為、軽易な行為その他の行為
 - ・ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 仮設の建築物の建築等又は工作物の建設等
- 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更
- 屋外における物件の堆積で、次に掲げるもの
 - (1) 農林漁業を営むために行うもの
 - (2) 堆積の期間が 30 日を超えて継続しないもの
- 国の機関若しくは地方公共団体又は公共的団体（景観整備機構）が行う行為
- 法令の規定に基づき許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為
 - (1) 文化財保護法第 43 条の 2 第 1 項又は第 127 条第 1 項の規定により届け出て行う行為及び同法第 143 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき許可を受けて行う行為
 - (2) 森林の保健機能の増進に関する特別措置法第 6 条第 1 項に規定する森林保健機能増進計画（森林法第 11 条第 5 項（同法第 12 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けたものに限る。）に従って行う行為
 - (3) 土地区画整理法第 4 条第 1 項の規定による認可を受けた土地区画整理事業の施行として行う行為及び同法第 3 条第 2 項に規定する土地区画整理組合が土地区画整理事業の施行として行う行為
 - (4) 自然公園法第 10 条第 3 項又は第 16 条第 3 項の規定による認可を受けて行う行為及び同法第 33 条第 1 項の規定により届け出て行う行為
 - (5) 都市再開発法第 7 条の 9 第 1 項の規定による許可を受けた第 1 種市街地再開発事業の施行として行う行為及び同法第 8 条第 1 項に規定する市街地再開発組合が第 1 種市街地再開発事業の施行として行う行為
 - (6) 長野県立自然公園条例第 6 条の 3 第 3 項の規定による認可又は第 8 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第 20 条第 1 項の規定により届け出て行う行為
 - (7) 長野県自然環境保全条例第 10 条第 3 項の規定による許可を受けて行う行為
 - (8) 文化財保護条例（昭和 50 年長野県条例第 44 号）第 13 条第 1 項（第 34 条において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けて行う行為及び同条例第 14 条第 1 項（第 29 条及び第 34 条において準用する場合を含む。）又は第 27 条第 1 項の規定により届け出て行う行為
 - (9) 飯田市文化財保護条例の規定により許可を受けて行う行為又は届け出て行う行為